

公募型プロポーザル参加仕様書

1 委託業務の名称

三重県移住促進計画策定業務委託

2 委託業務の背景と目的

本県では、平成 19 年をピークに人口減少が続き、特に若年層を中心とした都市圏への転出超過が顕著となっている。こうした社会減の進行に対応するため、平成 27 年に移住対策専門の組織を立ち上げるとともに、東京都内に移住相談窓口を開設し、移住促進に向けた体制整備を進めてきた。以降、大都市圏での移住セミナー開催、幅広い層に向けた情報発信、地域の魅力を体験できる移住体験ツアーの実施など、多面的な取組を展開し、県外からの移住促進に取り組んできた。

しかし、全国の自治体が同様に移住促進施策を強化する中で、本県としてもこれまでの取組の成果と課題を改めて検証し、より効果的な施策の再構築が求められている。

三重県移住促進計画（仮称）（以下「促進計画」という。）は、これまでの移住促進施策の実績と課題をふまえ、本県が今後重点的に取り組む方向性と実効性ある施策を体系的に示す、今後 5 年間の実行計画とする。

本業務は、三重県が策定する促進計画の策定支援を行うものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別添「業務仕様書（三重県移住促進計画策定業務委託）」の内容に基づくこと。

(2) 委託上限金額

金 5, 999, 840 円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

4 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者を募集し、提出された企画提案等の内容を三重県地域連携・交通部が設置する「三重県移住促進計画策定業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された事業者を選定する。

5 公募型プロポーザル参加事業者の資格要件等

単独によるものとする。

(1) 提案者の資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ウ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- エ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- カ 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確かに遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- キ 地方消費税及び県税について滞納がない者であること。
- ク 本公募型プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
- ケ 選定委員会の委員でないこと。

(2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 上記（1）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- イ 複数の提案書等を提出したとき。
- ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- エ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- オ 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- カ 見積書の積算誤りや委託上限金額を上回る金額の提示があったとき。
- キ そのほか不正な行為があったとき。

6 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県地域連携・交通部移住促進課
電話 059-224-2420
電子メール iju@pref.mie.lg.jp

(2) 参加資格確認申請書等の提出

【提出書類】

本件業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加資格確認申請書」（様式1）及び同申請書3に記載の添付書類を上記（1）の担当課に、郵便又は民間事業

者による信書便のいずれかで提出すること。

※三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済の情報に変更がない場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書の提出を省略できるものとする。

※三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者でない場合は、申請書提出時点における役員の情報（「氏名」「フリガナ」「生年月日（和暦）」「性別」）がわかる書類を提出すること。なお、書類の様式は任意とする。

【提出期限】

ア 持参の場合

令和8年3月26日（木）15時必着（期限厳守）

ただし提出期限日にあつては、9時から15時まで、提出期限日以外の日にあつては、平日の9時から17時までの間しか持参を受け付けない。

イ 郵便、民間事業者による信書便の場合

令和8年3月26日（木）15時までの到着分を有効とする。なお、発送後は、必ず担当課まで電話連絡を行うこと。

【参加資格確認通知】

令和8年4月7日（火）までにメール又は電話にて通知する。

(3) 質問の受付

【受付期限】 令和8年3月19日（木）17時必着（期限厳守）

【受付方法】 「質問票」（様式2）に必要事項を記載の上、担当課に電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。また、件名の最初に「【質問】三重県移住促進計画策定業務委託」と明記し、送信後に担当課に確認の電話をすること。

【回答方法】 原則、令和8年3月23日（月）17時までに三重県ホームページに回答を掲載する。

(4) 企画提案書の提出

【提出書類】

ア 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部・副本（写し） 7部）

（ア）添付資料は、A4判で、両面長辺綴じとする。文字サイズは概ね12ポイント以上とする。また、可能な限り具体的に記載すること。

（イ）参加事業者1者につき1提案とすること。

（ウ）提案する企画に係る費用の総額は、「3（2）委託上限金額」を超えないものとする。

（エ）提案書には下記の内容を盛り込むこととし、下記の順番で記載すること。

a. 目的と方向性

- ・本業務の目的を踏まえた、計画策定にあたっての基本的な考え方、分析の視点、計画全体の方向性

b. 業務内容

- ・促進計画の作成方法（現状分析の進め方、今後の施策の検討方法、KPI 設定の考え方、中間案・最終案・概要版の作成方針と県との協議方法）
- ・調査・分析の進め方
- ・有識者委員会の運営方法
- ・ワークショップへの対応
- ・その他付随業務

c. 業務の実施体制

- ・本業務の実施体制（実務責任者・担当者の役割、社内連携体制、外部専門家の活用等）
- ・過去に類似の業務実績がある場合はその概要

c. 事業実施にあたってのスケジュール

- ・本業務を円滑に実施するための具体的なスケジュール

d. 独自提案

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な独自提案があれば積極的に行うこと。

(オ) 一度提出された「企画提案書」は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

イ 見積書 8部（正本1部・副本7部）

(ア) 記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(イ) 見積書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額と含む金額をそれぞれ明記し、消費税及び地方消費税については、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって契約金額とする。

ウ 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

【提出期間】

ア 持参の場合

令和8年4月8日（水）から令和8年4月14日（火）12時必着(期限厳守)

ただし提出期限日にあつては、9時から12時まで、提出期限日以外の日にあつては、平日の9時から17時までの間しか持参を受け付けない。

イ 郵便、民間事業者による信書便の場合

令和8年4月8日（水）から令和8年4月14日（火）12時までの到着分を有効とする。なお、発送後は、必ず担当課まで電話連絡を行うこと。

7 公募型プロポーザルの実施・方法等

(1) 日程・場所

ア 日時：令和8年4月27日（月）※改めて別途通知します。

イ 場所：三重県庁内または三重県庁付近の会議室

(2) 実施方法

- ア 提出のあった企画提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行うが、応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- イ 参加事業者は、予め提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの詳細については改めて別途通知する。
- ウ 県が指定するWEB会議システムを活用したプレゼンテーションを参加事業者全てに求める場合がある。
- エ プレゼンテーション審査にあたっては、1事業者につき概ね35分（事業者からの説明20分、質疑応答15分）を予定しているが、詳細はプレゼンテーション参加事業者が決定次第、通知する。

8 審査、事業者の決定

(1) 企画提案書等の審査

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査及び評価を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。

(2) 企画提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

目的理解 (比重配点×2)	・仕様書で提示した内容を理解し、委託の目的にあった内容になっているか。
実現性 (比重配点×2)	・提案内容に実現可能性があるか。 ・事業スケジュールは具体的で実現可能か。 ・事業を実現するために必要な人員体制が社内に整っているか。
企画性 (比重配点×2)	・業務のポイントを的確に捉えた提案になっているか。 ・目的を達成するために有益な独自の提案がなされているか。 ・地域の実情に応じた効果的な施策の提示が期待できる提案となっているか。
専門性	・同様（類似）業務の実績があるか。 ・専門性と経験を有した人員を配置しているか。
経済性	・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。 ・提案内容は費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年4月28日（火）までに、参加事業者に通知する。なお、審査結果（最優秀提案事業者名、採点結果）は公表する。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約について

県からの審査結果の通知後、最優秀提案事業者は速やかに担当課と協議を行うこと。協

議後に業務委託契約を締結し、速やかに業務の準備に着手すること。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、担当課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、担当課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところとする。

12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところとする。

13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

16 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加事業者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。
- イ 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外に参加事業者に無断で使用できないものとする。ただし、委託事業者として選定された参加事業者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。
- ウ 提出書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ 提出された書類は返却しない。

(2) 参加事業者が公募型プロポーザルに要した費用については、全て参加事業者が負担するものとする。

(3) 本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、担当課と協議を重ねながら実施することになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(4) 「参加資格確認申請書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに担当課まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出(様式は任意)を行うこと。

(5) 提出された提案資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。

(6) 最優秀提案事業者は、担当課が指示した日までに次の書類を提出すること。

- ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額がないことの証明)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6カ月前まで発行したもの)の写し
- イ 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの(無料))の写し
- ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(7) 上記(6)による資格確認後、最優秀提案事業者と随意契約を締結する。

(8) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場

合について、予め必要性、再委託先、委託する内容、金額等を書面で県に協議し、その承諾を得た場合はこの限りではない。

(9) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して著作人格権を行使しないものとする。

(10) 個人情報の取扱いについて

契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(11) 当該公募型プロポーザルに基づく落札決定の効果は、令和8年度三重県当初予算の発効時において生じる。

【スケジュール】

(1) 公告日

令和8年3月13日(金)

(2) 質問の受付期間

令和8年3月13日(金)から

令和8年3月19日(木)17時まで(必着)

(3) 参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月26日(木)15時まで(必着)

(4) 参加資格確認通知

令和8年4月7日(火)

(5) 企画提案書等の提出期限

令和8年4月8日(水)から

令和8年4月14日(火)12時まで(必着)

(6) 選定委員会(プレゼンテーション審査)

令和8年4月27日(月)

(7) 選定結果通知

令和8年4月28日(火)まで

【参考情報】

1. 美し国みえ 移住ポータルサイト

三重県への移住情報（三重県や市町の紹介、住まいや仕事探しの流れ、空き家バンクの物件情報、先輩移住者による移住体験談、イベント情報等）を総合的に掲載しているポータルサイト。

<https://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/>

2. 美し国みえ 移住相談センター

本県への移住に関する相談を総合的に受け付ける常設の窓口。

※契約締結前に本センターへの質問やヒアリング等は禁止する。

3. 三重の人と暮らしとつながるコミュニティ「日々三重」

三重での暮らしの風景や文化、食、お祭り等、三重での暮らしのリアルな情報を得ることを目的として、Facebookグループ及びInstagramで運用しているコミュニティ。

●Facebookグループ：<https://www.facebook.com/groups/1513311142742459>

●Instagram：<https://www.instagram.com/hibimie/>

●特設ページ：<https://hibimie.jp/>

4. 施策9-2 移住の促進（令和7年版県政レポート p195～197）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001206993.pdf>

5. 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数、相談件数の推移

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0346800020.htm>

6. 三重での暮らしについてのアンケート

令和6年度 総務地域連携交通常任委員会（10月7日）資料 p6、p13～18

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001160285.pdf>

7. 移住希望者のカスタマージャーニーマップ

本県作成。別添資料1。

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報に他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と

再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じら

れているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。